

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

令和2年度税制改正により、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子^{※1}（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用することとされました。また、上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、寡夫と同様の所得制限（合計所得金額500万円）が設けられました。

この変更は令和2年分の所得から適用され、令和3年度の住民税から反映されます。

●未婚のひとり親に対する税制上の措置（令和2年度税制改正）

1. 現に婚姻をしていない方で、以下の要件を満たす方（寡婦または寡夫である方を除く）は、「ひとり親控除」として、その年の総所得金額等から30万円を控除することとされました。
 - ① 生計を一にする子^{※1}を有すること。
 - ② 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ③ 本人が世帯主の場合、同一の世帯に住民票の続柄で「夫（未届）」「妻（未届）」にあたる方がいないこと。また、本人が住民票の続柄で「夫（未届）」「妻（未届）」に該当しないこと。
2. 1. の「ひとり親控除」の対象となる方で、合計所得金額が135万円以下の方は、住民税における非課税措置の対象とされました。また、住民税の所得割において、現行の寡婦控除の特別加算（特別の寡婦）対象者および寡夫控除対象者と同等の調整控除を受けられることとされました。
※調整控除については市HPの「市・県民税」＞「税額控除」の（1）調整控除をごらんください。

●寡婦（寡夫）控除の見直し（令和2年度税制改正）

1. 扶養親族もしくは生計を一にする子^{※1}を有する寡婦の要件に、以下の要件が加えられました。
 - ① 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ② 本人が世帯主の場合、同一の世帯に住民票の続柄で「夫（未届）」「妻（未届）」にあたる方がいないこと。また、本人が住民票の続柄で「夫（未届）」「妻（未届）」に該当しないこと。
2. 寡夫控除の控除額を30万円（現行：26万円）に引き上げ、生計を一にする子^{※1}を有する寡婦に係る寡婦控除および寡夫控除の名称を「ひとり親控除」とすることとされました。
3. 現行の寡婦控除の特例加算（特別の寡婦）は廃止されることとなりました。

※1：生計を一にする子とは、総所得金額等が48万円以下で、他の人の扶養親族や配偶者控除の対象でない子のことです。

寡婦（寡夫）控除およびひとり親控除の控除額の表 （）内は所得税における所得控除額

改正前（令和2年度以前の住民税）						
配偶関係	本人が女性				本人が男性	未婚のひとり親
	死別		離別		死別・離別	
合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円以下
子を扶養	30万円 (35万円) ※特別の寡婦	26万円 (27万円)	30万円 (35万円) ※特別の寡婦	26万円 (27万円)	26万円 (27万円)	－
子以外を扶養	26万円 (27万円)	26万円 (27万円)	26万円 (27万円)	26万円 (27万円)	－	－
扶養親族なし	26万円 (27万円)	－	－	－	－	－

改正後（令和3年度以後の住民税）						
配偶関係	本人が女性				本人が男性	未婚のひとり親
	死別		離別		死別・離別	
合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円以下
子を扶養	30万円 (35万円)	－	30万円 (35万円)	－	30万円 (35万円)	30万円 (35万円)
子以外を扶養	26万円 (27万円)	－	26万円 (27万円)	－	－	－
扶養親族なし	26万円 (27万円)	－	－	－	－	－

寡婦控除

ひとり親控除